



第43回奈半利町内駅伝競走大会開催



- 町のニュース
- イベント
- 中学校だより

- 議会だより Vol.189
- お知らせ ほか



人口 / 2,913 人
 男 / 1,368 人
 女 / 1,545 人
 世帯数 / 1,627 戸

令和6年1月31日現在

安岡祥子さん栄養関係功労者高知県知事表彰受賞！

この度、令和6年2月9日に高知県庁にて開催されました、令和5年度栄養関係功労者高知県知事表彰式におきまして、本町の食生活改善推進協議会に所属しております安岡祥子さんが、食生活改善事業功労者の部で受賞されました。表彰式では表彰状を受け取った際に、会場から盛大な拍手が送られておりました。

また、令和6年2月13日には役場を訪問し、町長へ受賞の報告をしてくださいました。

奈半利町食生活改善推進協議会は、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、行政や教育機関が実施しております行事・イベントにも参加しておりますので、皆さんも積極的にご参加いただき、食事から健康づくりのための生活習慣を実践しましょう。



親子リトミック教室 開催



令和6年2月10日(土)、認定こども園にて0〜2歳児とその親子を対象に、中川美紀先生を講師としてお招きし、親子リトミック教室を開催しました。

◆ ◆
リトミックとは、スイス発祥の音楽に合わせて体を動かしながら聴覚やリズム感

覚、音楽を愛する心などを育む教育の1つです。

◆ ◆
ボールを使ったり、人々と触れあったり、ロープやフラフープなどを使って障害物を避けたりなど、親子で触れ合うことの大切さを学ぶことができたと思います。

◆ ◆
今後も、就学前教育において取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。



第26回生涯学習推進大会 開催！

2月23日（金）、奈半利小学校体育館にて、第26回生涯学習推進大会を開催しました。

今回も、前回に引き続き「この時、この瞬間を輝こう」という意味を含めた「瞬間を輝こう」というテーマの下、各種団体の活動発表がありました。

認定こども園による太鼓演奏や、奈半利町文化協会所属の民踊やフラダンスなどの多様な活動発表があり、来場された方々からたくさんの拍手や感心の声沸き起こっていました。

また、今年度は新しい取り組みとして、町内で活動している団体のPRタイムを設けたり、主にいの町で活動している「高知カリビアンハーツ」さんによるスティーロパン演奏の披露を行いました。

「生涯学習」と聞くと大変難しく感じますが、皆さまが普段行っている趣味もこれにあたります。当町では、生涯学習で学んだことを皆さまに披露する場として、本大会を開催しております。

ぜひ、活動を発表していただき、本町の活性化にご協力をお願いいたします。

1



2



3



4



5



7



6



8



9



- 1 キッズダンス
- 2 こども園
- 3 にわか劇1、にわか劇2
- 4 フラダンス
- 5 高知カリビアンハーツさん
- 6 小学校
- 7 団体PRタイム
- 8 中学校吹奏楽部
- 9 民踊

奈半利スポーツ少年団について

年が明け、今年度のさまざまな大会が始まりました。試合がない期間も練習を重ねながら成長している子どもたちです。保護者の皆様の応援を力に変えてこれからも頑張ってください。

Tボール大会では3位入賞を果たし、8月に行われるアジア大会に出場が決まりました。子どもたちの活躍に期待したいです。



現在、5年生7人・4年生2人・3年生2人・2年生1人・1年生1人の計13人で活動しています。
練習日は【月曜日17:00～】【水曜日17:00～】【土曜日13:30～】で小学校のグラウンドで行っていますので、どの学年の子どもさんでも大歓迎です。興味のある方は気軽にお越しください。よろしくお願いします。

公式戦の成績

安芸支部新人戦

2月10日(土) 芸西憩ヶ丘グラウンド

奈半利スポーツ少年団 9-3 吉良川御田・浮津連合
奈半利スポーツ少年団 5-7 芸西スポーツ少年団



Tボール大会(徳島県)

2月11日(日) JAアグリあなん運動公園

3位入賞(8月に行われるアジア大会に出場決定)

小学生野球東部春季大会

2月17日(土) 十津小学校グラウンド

奈半利スポーツ少年団 4-6 山田ジュニアーズ

2/4 (日)に、第43回奈半利町内駅伝競走大会が行われ、総勢13チーム78人の参加者が健脚を競い合いました。

当日は天候が優れず、開催が危ぶまれましたが、スタート時には雨も上がり予定通りの時間にスタートすることができました。



コースは昨年と同じ町民会館を中心とした周回コースで1～3区(前半)と4～6区(後半)で行われ、雨上がりの濡れた路面の中、選手たちがどのようなレース展開を繰り広げるのか期待されました。

結果は、一般・競走の部は「チーム59」チームが45分08秒で、同じく一般・ピッタリの部は、誤差1分16秒で「消防第一分団」チームが第1位となりました。

また、小学生の部では、「少年野球」「奈半利陸上クラブ」の児童が集まり、日ごろの練習の成果を発揮した「陸上クラブA」チームが44分25秒という一般チームを上回る好成績で第1位となり、小学生の底力を見せつけてくれました。ピッタリの部では誤差2分23秒で「陸上クラブD」が第1位となりました。

今大会を開催するにあたり、大会役員、交通指導員ならびに交通安全協会、交通安全母の会、消防団の皆さまのご協力をいただいたことで、事故もなく、無事に大会を終えることができました。ありがとうございました。

小学生競走の部優勝「奈半利陸上クラブA」



Event イベント

第43回奈半利町内 駅伝競走大会開催

一般競走の部優勝「チーム59」



一般ピッタリの部優勝「消防第一分団」



小学生ピッタリの部優勝「奈半利陸上クラブD」



●一般競走の部

優勝 チーム59

2位 劇場版たくまぐろー丁フリーダム

3位 陸上父兄会

区間賞 (氏名、所属チーム)

1区 中川 葵 劇場版たくまぐろー丁フリーダム

2区 黒川 綾斗 劇場版たくまぐろー丁フリーダム

3区 森口 拓弥 森口家

4区 松崎 勇也 チーム59

5区 竹内 教善 チーム59

6区 森口 泰拓 森口家

区間賞 (氏名、所属チーム)

1区 松尾 浩一 チーム59

2区 松崎 暖 チーム59

3区 野村 光平 陸上父兄会

4区 宮地 謙輔 奈半利家

5区 安岡 直樹 陸上父兄会

6区 松崎 慎吾 奈半利家

●小学生競走の部

優勝 陸上クラブA

2位 陸上クラブC

3位 なはり少年野球部A

区間賞 (氏名、所属チーム)

1区 内川 琥太 陸上クラブA

2区 山本 爽介 陸上クラブA

3区 内川 大嘉 陸上クラブA

4区 竹田 颯華 陸上クラブA

5区 本田 海晴 陸上クラブA

6区 川崎 陽音 陸上クラブA

●小学生ピッタリの部

優勝 陸上クラブD

2位 陸上クラブB

3位 なはり少年野球部B

区間賞 (氏名、所属チーム)

1区 中川 美都 陸上クラブC

2区 野村 音葉 陸上クラブB

3区 利岡 柚季 陸上クラブC

4区 齊藤新良太 陸上クラブD

5区 近森 亮志 なはり少年野球部A

6区 小松 晟 なはり少年野球部B

●一般ピッタリの部

優勝 消防第一分団

2位 森口家

3位 中芸高校教職員

※来年度の第44回奈半利町駅伝競走大会は、令和7年2月2日(日)に実施予定です。



中芸地区子ども駅伝競走大会

Aチーム優勝、Bチーム3位入賞!!

Event
イベント

2月



2/18 (日)、田野町にて中芸広域連合少年育成センター主催の第38回中芸地区子ども駅伝競走大会が開催されました。本大会は、昨年度4年ぶりに開催されることに合わせ、男女混合チームの参加が可能となり、区間に割り当てられる学年の緩和など、各町村が参加しやすいよう変更されています。

昨年度、優勝したAチーム、3位入賞したBチームを含め奈半利町からは5チーム25人が出場し、全18チーム、総勢90人の選手が健脚を競い合いました。

今年は田野町ふれあいセンター周辺工事のため、田野町体育センター前を中継点とする5区間の周回コース

に変更されており、レース展開にどのような影響を与えるのか心配されました。

結果は見事Aチームが優勝、Bチームが3位入賞となり2年連続での表彰を受けました。

優勝チームのレース展開とはいいますと、レースの流れをつかむ上で重要な1区の内川琥太さん(5年生)は、昨年4区を走り区間賞を獲得している選手で、田野Aチームと競り合いながらも後半かわし6秒の差をつけタスキをつなぎました。2区の山本爽介さん(2年生)は、2位に追いつかれないように、スタート直後からスピードを上げ、そのままの勢いでその差を16秒に広げ3区へタスキをつなぎました。3区の萩原愛梨さん(3年生女子)は、昨年2区を走り区間賞を獲得している選手で、今年も区間賞を狙いレースに挑み、惜しくも区間賞獲得とはなりませんでした。2位との差を20秒に広げ3区にタスキをつなぎました。4区の谷山叶空さん(4年生)は、Aチームで初出場のプレッシャーを感じながらの走りとなりましたが、持ち前のスピードで先頭を死守し、1位で最終の5区へタスキをつなぎました。5区の川崎陽音さん(6年生)は、先日の奈半利町内駅伝でも快走を見せ、参加した大人チームを驚かすほどの実力の持ち主で、昨年も同区間を走り7分18秒という好成績で区間賞を獲得している選手です。今年は記録更新を狙うべく、スタートから猛スピードで後続を引き離していき、2位との差を1分59秒に広げ、堂々、1位でゴールテープを切りました。

その他チームの結果は、Bチーム3位、Cチーム4位、Dチーム7位、Eチーム11位となりました。

また個人では、1区(2km、5・6年生区間)を走ったAチーム内川琥太さんが7分34秒で、2区(1km、1・2年生区間)を走った山本爽介さんが4分7秒で、3区(1.5km、3・4年生区間)を走った齊藤新良太さんが6分13秒で、5区(2km、5・6年生区間)を走った川崎陽音さんが7分14秒で区間賞を獲得しました。

皆さんもご承知のとおり、駅伝のような長距離走は、一朝一夕で強くなるものではなく、日々の積み重ねが大切です。その決して楽ではない練習を、大会に向け積み重ね、その成果を発揮させるということは、子どもたちの成長にとって必要な経験だと感じます。また、こういった経験ができる体制を作るのは大人の役割であり、保護者の協力や後押しがあるからこそ、子どもたちの健全な育成につながるのだと信じています。

最後になりますが、大会出場に際し、ご協力いただきました皆様、本当にありがとうございました。また、何よりも、練習を頑張り、本町を盛り上げてくれた子どもたちに深く感謝いたします。

順位	チーム名	1区(2.0km) 高学年	2区(1.0km) 低学年	3区(1.5km) 中学年	4区(1.5km) 中学年	5区(2.0km) 高学年	総合タイム
1	奈半利A	内川 琥太 ① 7' 34"	山本 爽介 ① 4' 07"	萩原 愛梨 ② 6' 37"	谷山 叶空 ② 5' 54"	川崎 陽音 ① 7' 14"	31' 26"
3	奈半利B	松本 悠希 ⑤ 8' 30"	本田 海晴 ② 4' 17"	松本 爽甫 ⑤ 6' 54"	川崎 音愛 ③ 6' 26"	内川 大嘉 ② 7' 49"	33' 56"
4	奈半利C	安岡真渚人 ⑧ 8' 41"	大北太一郎 ④ 4' 24"	齊藤新良太 ① 6' 13"	小松 晟 ⑧ 6' 38"	竹田 颯華 ③ 8' 03"	33' 59"
7	奈半利D	太田 陽仁 ⑩ 8' 46"	野村 音葉 ⑥ 4' 41"	松尾 絢音 ⑨ 7' 18"	林 春磨 ⑤ 6' 29"	吉田 光希 ⑥ 8' 25"	35' 39"
11	奈半利E	中川 美都 ⑰ 10' 04"	松本 唯里 ⑫ 4' 58"	川口 桧那 ⑦ 7' 04"	利岡 咲昌 ⑤ 6' 29"	利岡 柚季 ⑯ 10' 12"	38' 47"

※1区から2区への中継で、音響不良のためタイムロスが発生しています。申し訳ありません。

2月 Event イベント

奈半利町

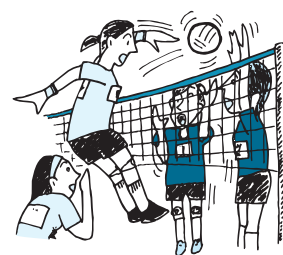
スカッシュバレーリーグ

2/16・20
(金) (火)

2日間にわたって、奈半利町スカッシュバレーボールリーグが奈半利小学校体育館にお

いて開催され、職場や地域の仲間で編成された9チーム、35人の参加者が熱戦を繰り広げました。

初心者の方も参加されており、日ごろ使い慣れていないボールに苦戦しながらも試合に取り組んでいました。会場には絶えず拍手と歓声がおこり、どの試合も最後まで熱い戦いでしたが、日頃の練習の成果を発揮した「スカッシュ歌舞伎ソード」チームが優勝を飾り今大会が幕を閉じました。寒い日の開催と予想されておりましたが、当日は春の兆しを感じられるほど暖かく参加者は汗を流しながら試合に向かっていました。たくさんの方々にお集まりいただきありがとうございました。



大会結果は下記のとおりです。

☆優勝☆ スカッシュ 歌舞伎ソード
★MVP★ 坂本 貴史さん
☆ラッキー賞☆ 室戸郵便局



スカッシュバレーボール部は毎週火曜日、金曜日の週2回、19時30分から22時まで町内の体育館で練習を行っていますので、スカッシュバレーに興味がある方、何か運動を始めたいと思っている方がいましたら、気軽にご参加ください。

▶ 学習発表会

2月2日(金)に令和5年度学習発表会を行いました。入場制限をする必要がなくなった今年は、たくさんの保護者の皆さんや地域の皆さんに見守られての発表会となりました。



子どもたちはこの1年の学びの成果を各学年さまざまな形で発表しようと、準備・練習の段階からとても意欲的に、かつ楽しみながら取り組んでいました。

本番の各学年の発表は、たいへん熱のこもったものとなりました。この1年の成長を感じることができた発表会となりました。たくさんのご参観ありがとうございました。

▶ 『野球しようぜ!』大谷選手のグローブに歓喜!

昨年末より報道のあった大リーグドジャースの大谷翔平選手からのビッグプレゼントが本校にも届きました。子どもたちも今か今かとこの日を待ちわびていました。

1月22日、体育集会で校長先生からグローブの紹介があり、子どもたちは大喜び。

その後、6年生から順に各学年で、大谷選手からの『野球しようぜ!』のメッセージを読み、グローブを手にはめたり、エアークッチボールをしたり、それぞれに楽しんでいました。今後は体育の授業やクラブ活動、学級活動等で活用していきます。

このグローブに込められた大谷選手の思いをしっかり受け止め、みんなで元気に楽しく学校生活を送っていききたいと思います。大谷選手ありがとうございました。



～ 大谷選手からのメッセージ ～

「野球を通じて元気に楽しく日々を過ごしてもらえたら嬉しいです。このグローブを使っていた子どもたちと将来一緒に野球ができることを楽しみにしています!」

中学校 Vol.69 だより



三者会

2月3日(土)に奈半利中学校の生徒・保護者・学校の三者による学校生活等に関して協議をする三者会を行いました。全部で5つの議題があがりましたが、三者会では時間の関係で次の3つの議題を話し合いました。

- 1 制服検討会を開催することの要求(生徒から保護者・学校)
 - 2 学校生活で、嫌な思いをしたり、させたりしている人がいるのではないか、みんなが安心して生活することができるようになるにはどうすればよいか(保護者から生徒)
 - 3 家庭学習の時間が少ないと感じるが、家庭学習をどのように捉えているか(保護者から生徒・学校)
- 今回は、三者会を終えての感想を一部紹介します。



【1年 小松 仁姫】

私は、三者会までに学級で話し合ったことを1年生の意見として出すことができました。また、3年生や保護者からの質問について、限られた時間内でまとめることができたと思うので良かったです。初めての三者会だったので、「どのようにして考えればよいのだろう」と思い、意見が出せないときもあったけれど、私なりに考えられたという思いがあり、経験してみても少しは今までの私より成長できたかなと思いました。難しいことにも分からないと思いながらも、班で協力して考えたり、あきらめず、一生懸命に考えたりすることができたと思います。これからも今回のように話し合いに参加していきたいです。

【2年 中川 葵】

制服検討について、制服を変えたいと全員が思っているのに、教育長から「思いが伝わらない」と言われました。それは、本気で変えたいという熱意が足りなかったからだと思います。話し合いをする中での返答もお粗末な感じがあったり、発表、聞く態度も本気で考えて変えようとする態度ではなかったと思います。しっかりとした信念をもって、他人事とせず、自分のこととして考えを出すという姿勢が大事だと改めて感じました。

【3年 吉田未来】

制服検討委員会についての話で、教育長さんは反対の立場なのかと思ったが、「制服を変えるためにジェンダーの学習をするのではなく、ジェンダーのことも考えて制服について考える」や「いろいろな形の話し合いをしてほしい」など、みんなの考えていることをもっと引き出したり、意見を深めたりするための発言をしてくれていると感じました。去年はあまり理解ができてなかったけど、今年は理解して考えることができたと思います。これからも誰もが不自由なく学校生活を送ることができるよう考えていきたいです。



外国語指導助手



☆ ポフツカワについて ☆



Higginson Pierce
ヒギンソン ピアス

もうすぐ春がきますね！日本では、有名な桜の木が咲きます。

ニュージーランドでは夏が終わるので、「ポフツカワ」という木が咲き終わります。この木は、ニュージーランドの人々にとってとても人気です。

ポフツカワ木は海に近くにあ

り、「ポフツカワ」は、ニュージーランドの先住民、マオリ民の言語で「細かい水しぶぎで濡れた」という言葉が込められています。



ポフツカワ木はクリスマスの時によく咲いて、木の花は飾りのように見えるので、「ニュージーランド・クリスマス・ツリー」と言う名前も付けることがあります。

日本人が桜の下でご飯を食べるするように、ニュージーランド人はポフツカワ木の下でよくピクニックするなど、夏を楽しんでいます。

私は、今年の桜を見ることを楽しみにしています！みなさん、機会があれば、ニュージーランドのポフツカワ木を見ることをおすすめします。

オーストラリアのロットネスト島

ニコル ワルシュ
Nicole Walsh



もしオーストラリアに旅行する機会があれば、西オーストラリアのロットネスト島に行くことをお勧めします！ロットネスト島は私の一番好きな場所です。

ロットネスト島はオーストラリアで最も美しい場所のひとつで、パースからボートを使って45分で到着できます。キャンピング、水泳、シュノーケリング、サイクリング、ビーチでなどさまざまな体験をすることができます。特に夏はとても人気の季節です。毎年夏になると、婚約者と彼の家族と一緒に休みの時期をロットネスト島で過ごしています。私は、シュノーケリングと午後の昼寝が一番の楽しみです。

ロットネスト島は、地球上で最も幸せな動物の生息地として有名な場所として知られています。写真の動物はクオッカという可愛く小さな動物で、夜行性な動物です。ロットネスト島のどこにでも行ったら、人懐っこいクオッカがいますよ！皆さんもぜひオーストラリア、そしてロットネスト島に旅行できる機会があったら遠慮なく行ってみてくださいね！



●令和5年 第4回定例会（12月）

12月定例会は、12月13日に開会し、町長からの行政報告の後、条例案件13件、予算案件4件、契約案件1件、その他の案件12件、発議1件を原案どおり承認・可決し、15日に閉会した。一般質問は4人が登壇し、ふるさと納税の取り組み、加領郷小跡地の利活用、須川川の魚道の現状と対策、人口減少対策などについて質問を行った。

議会だより

VOL.189

行政報告(要旨)

○町内一斉避難訓練について

9月3日(日)に、大規模地震による津波からの避難行動を目的として「町内一斉避難訓練」を実施した。午前9時の防災無線等により各自が決めた避難場所への避難を開始、駐在所にもご協力いただき、352人の参加があった。訓練により、各自、避難経路や避難場所までの時間、避難時の注意点などが確認でき、備えにつながったものと考えている。

また、訓練終了後には、高知県危機管理部による高知県防災アプリの研修会を行った。参加者も実際に防災アプリを操作するなど、アプリの機能や操作方法について学び、防災情報ツールとしての利用拡大に期待をしている。

今後も、訓練等を通じ、南海

トラフ地震や津波から大切な命を守るため、防災意識の向上に努めていく。

○観光振興・交流人口の拡大について

(1)平地区コスモスについて
10月下旬から11月初旬にかけて、平地区のコスモスが見ごろとなり、多くの観光客の方にご来場いただいた。

令和4年度に高知県博覧会受入環境等整備支援事業費補助金の活用により、テントなどの備品を整備しており、来場者の休憩場所として利用いただいている。

今年は初めてコスモスガイドツアーを企画し、10月21日から11月5日までの間の土日限定で受け入れの募集を行い、ガイドツアーには16人の方から申し込みがあった。

来場者数では、メディア報道等の効果もありガイドツアーを含め、昨年度までの倍以上となる3,000人超となり、とても盛況であった。

一方で運営主体の平地区の方々においては、運営するにあたりさまざまな苦勞やご負担があったと聞いている。

次年度以降も貴重な観光資源として持続可能なものにしていくためにも、サポートしていきたいと考えている。

また、百石地区、保健センター・南側でも住民の方が主体となりコスモスの植え付けでの、観光客の受け入れを行っている。このような活動は観光行政の観点からも非常にありがたく思っている次第である。今後もこのような取り組みが、発展、継続していけるよう、町としても協力させていただきたいと考えている。

(2)第1回全国森林鉄道サミットin高知&中芸日本遺産フェスティバルについて

11月3日から5日にかけて、中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会の主催による、「第1回全国森林鉄道サミットin高知&中芸日本遺産フェスティバル」が開催された。

田野町ふれあいセンターで行われた森林鉄道サミットでは、台湾から阿里山森林鉄道の方をお招きし活動の紹介を行っていただいたほか、中芸の森林鉄道の歴史を振り返る映像の上映等が行われた。また、同日開催と

なった中芸日本遺産フェスティバルでは、地域の飲食店等の出店の他、各種ステージイベントが行われ、地元の方を中心とした多数の来場があった。

今後も森林鉄道や日本遺産について、住民の方への認知の向上と、愛着と誇りを持つていただけるよう、啓発活動に努めていきたいと考えている。

(3)米ヶ岡里山フェスについて
11月25日(土)に、本年度最後の米ヶ岡里山フェスを開催した。このイベントは年間4回にわたり、田植えや稲刈り等の体験を通じて、米ヶ岡の営みに触れ、交流人口の拡大を目指すものである。

天候により、第2回開催分は中止したが、今年は延べ24家庭、71人の方にご参加をいただいた。約半分のご家庭が初参加であり、新たに米ヶ岡を知っていたく機会になったと考えている。

4回目の開催となった今回は、火おこし、焼き芋、餅つき等を行い、我々にとっては何でもないことでも、今の子どもたちにとっては新鮮な体験だったようで、目を輝かせながら一生懸命取り組み姿がとても印象的

であった。

地域の方々と協働した、とても有意義なイベントでもあり、ブラッシュアップしながら次年度以降も実施していきたいと考えている。

○教育行政について

(1)スポーツについて

スポーツについては、11月3日に令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大により中止していた町民運動会を4年ぶりに開催した。

開催にあたっては、各地区の世話人の皆様から、人集めに苦慮している現状や、地域のつながりが希薄化していることから地域住民の把握が困難などの意見を受け、できるだけ世話人の皆様に負担がかからず参加しやすい運動会となるよう、スポーツ推進委員や奈半利町体育会役員を中心とした検討会で4月から数回の検討を重ね、競技内容の変更や参加基準などの緩和をした上での開催となった。

久しぶりの開催ということで参加者数や盛り上がりが心配されたが、運動会当日は、世話人の皆様のご努力もあつたことが

ら、多くの町民の皆様のご参加をいただき、秋晴れの下、盛大に開催することができた。

開催に際して、各地区の世話人や役員の皆様、スポーツ推進委員、奈半利町体育会、日赤奉仕団、奈半利中学校吹奏楽部、奈半利町スポーツ少年団をはじめ多くの方々にご協力をいただいたことに感謝を申し上げますとともに、今回の検討のみに終わらず、今後も町民運動会が、より一層明るく楽しい魅力的な運動会となるよう、引き続き検討を重ねていきたいと考える。

(2)生涯学習について

生涯学習については、10月27日から11月9日の読書週間に合わせ、図書館イベントを実施した。町民会館図書室では、蔵書の一部に挟まれたチケットを見つける宝探し感覚で本を借りることができる取り組みを行い、また、奈半利小学校では図書室でクイズの答えを探すという図書室に足を運ぶきっかけづくりの取り組みを行い、多くの方々が図書室を訪れた。

読書は、知識だけでなく、集中力や想像力、語彙力や文章力なども養うことができるので、

絵本の読み聞かせをはじめ、本と親しむきっかけや、読書の楽しさ・大切さを知ってもらう取り組みを引き続き行っていきたいと考えている。

また、昨年度より年3回に分けて実施している「生涯学習歴史講座」の1回目を「戦国時代における高知県東部の歴史」と題し10月20日に、2回目を「明治維新と中岡慎太郎」と題し10月27日に実施し、町民の皆様を中心に町外からも多数ご来場いただいた。3回目は「江戸時代における奈半利町の歴史」と題し、12月15日に実施予定となっている。

町民が自身の住む町の歴史を知り、町の魅力を再発見することで郷土愛を育むこと、また、学ぶことの楽しさを知ることによって生涯学習の推進につながるよう、今後も継続して実施していきたいと考えている。

(3)文化芸術について

文化芸術については、11月25日から12月1日までの7日間、町民会館において『第49回奈半利町総合美術展』が開催された。認定こども園幼稚園園児の作品のほか、小中学校の児童・生徒の図画・硬筆をはじめ、町

内外の芸術愛好者の絵画・書道・写真・工芸等の作品、あつたかふれあいセンターのリハビリ教室やミニデイ、福祉センターや町民会館の教室生の作品など、317人の方から出展された618点の作品展示と、合わせて町内の生け花愛好者による作品展示の生け花展も同時に開催された。観覧には町内外から377人の方が訪れ、町民の皆様をはじめ多くの方々に芸術作品に触れる機会を提供することができた。

また、開催に合わせ伝統文化や芸術を身近なものとして親しんでいただくために、「生け花・書道・絵画」の体験教室が開催された。それぞれの体験教室には、小学生をはじめ多くの方々にご参加をいただき、講師から基礎的な知識や実践での指導を受けながら、和やかな雰囲気の中で参加された方々は、思いを込めた作品の作成に取り組むことができていた。

今後も体験教室などの活動を通じて、町民の皆様方に文化・芸術への興味や関心を深めていただくとともに、文化振興に努めていきたいと考えている。

○電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減策として、11月末を申請期限とし、住民税非課税世帯に3万円、所得割非課税世帯に2万円の給付を実施し、それぞれ691世帯と119世帯、合計810世帯からの申請があつた。

また現在、国の補正予算により住民税非課税世帯への給付金が予定されており、今後示される予定の国の要綱等に基づき、事業に取り組んでいきたいと考えている。この他、森林環境教育、農業振興対策、町営工事、中芸広域連合所管の消防・救急業務、介護保険業務、保健福祉業務、火葬場業務の取り組み状況について報告が行われた。

案件

◆条例

○奈半利町簡易水道事業の設置等に関する条例

令和6年度から簡易水道事業

に地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行することに伴い、簡易水道事業の設置等に関し必要な事項を定めることを目的に、本条例を制定するもの。

(賛成者多数：可決)

○奈半利町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例

令和6年度から簡易水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、簡易水道事業の運営において、剰余金が生じた場合の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的に、本条例を制定するもの。

(賛成者多数：可決)

○奈半利町漁業集落排水事業の設置等に関する条例

令和6年度から漁業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行することに伴い、漁業集落排水事業の設置等に関し必要な事項を定めることを目的に、本条例を制定するもの。

(賛成者多数：可決)

○奈半利町漁業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例

令和6年度から漁業集落排水事業に地方公営企業法を適用することに伴い、漁業集落排水事業の運営において、剰余金が生じた場合の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的に、本条例を制定するもの。

(賛成者多数：可決)

○奈半利町飲料水供給施設の設置等に関する条例

飲料水供給施設に関する必要な事項を定めることを目的に、本条例を制定するもの。

(賛成者全員：可決)

○奈半利町簡易水道事業及び漁業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

令和6年度から簡易水道事業及び漁業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、既存の条例等との整合性を図るため、関連する条例の一部を一括して改正するもの。

(賛成者多数：可決)

○奈半利町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院の勧告に基づき、国に準拠して一般職の職員の給与と改定を行うため、条例の一部を改正するもので、主な改正内容は職員の給料表及び期末手当、勤労手当の支給割合等の改定を行うもの。

(賛成者全員：可決)

○第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一般職の人事院勧告に基づく改定に準拠して、第1号会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するもの。

(賛成者全員：可決)

○特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

一般職の人事院勧告に基づく改定に準拠して、常勤の特別職の職員に対する期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するもの。

(賛成者多数：可決)

○議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

一般職の人事院勧告に基づく改定に準拠して、議会の議員に対する期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するもの。

(賛成者多数：可決)

○奈半利町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法施行令の一部改正により、出産する被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税を減額する制度が創設されたため、条例の一部を改正するもの。

(賛成者全員：可決)

○奈半利町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、条例の一部を改正するもの。

(賛成者全員：可決)

○奈半利町印鑑条例の一部を改正する条例

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に伴い、その手続き等に係る所要の改正を行うもの。

(賛成者全員：可決)

◆契約

○工事請負契約の変更について

令和4年度奈半利港水門設置工事において、仮設工矢板の打ち込み箇所の土質が玉石を多く含む土質であったことから、矢板の打ち込みにおける一部工法の変更が生じ、契約金額を金116、688、000円に増額変更するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるもの。

(賛成者全員：可決)

◆予算

○令和5年度奈半利町漁業集落排水事業特別会計補正予算第2号

既定の歳入歳出予算の総額に16万円を追加し、歳入歳出予算

をそれぞれ3、055万円と定めるもの。

歳入は、繰入金16万円を追加するもので、歳出は、漁業集落排水事業費16万円を追加するもの。

(賛成者全員：可決)

○令和5年度奈半利町簡易水道事業特別会計補正予算第2号

既定の歳入歳出予算の総額に417万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ1億2、240万円と定めるもの。

歳入は、繰入金417万円を追加するもので、歳出は、衛生費417万円を追加するもの。

(賛成者全員：可決)

○令和5年度奈半利町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号

既定の歳入歳出予算の総額に48万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ5億698万円と定めるものです。

歳入は、県支出金21万円、繰入金26万円を追加するもので、歳出は、総務費26万円、保健事業費21万円を追加するもの。

(賛成者全員：可決)

○令和5年度奈半利町一般会計補正予算第4号

既定の歳入歳出予算の総額に5、310万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ32億1、972万円と定めるもの。

歳入の主なものは、国庫支出金1、708万円、繰入金3、703万円を追加するもので、歳出の主なものは、総務費937万円、民生費5、752万円、農林水産業費838万円を追加し、土木費3、144万円を減額するもの。

◆その他

○損害賠償額の決定及び和解について

当町公用車の公務運行中に起こした交通事故に関する損害賠償額を決定し、和解したので、議会の追認の議決を求めるもの。

(事故発生年月及び場所：平成29年4月、高知市春野町)

(賛成者全員：可決)

○損害賠償額の決定及び和解について

当町公用車の公務運行中に起こした交通事故に関する損害賠償額を決定し、和解したので、議会の追認の議決を求めるもの。

(事故発生年月及び場所：平成29年9月、役場駐車場)

(賛成者多数：可決)

○損害賠償額の決定及び和解について

当町公用車の公務運行中に起こした交通事故に関する損害賠償額を決定し、和解したので、議会の追認の議決を求めるもの。

(事故発生年月及び場所：平成29年12月、安芸市)

(賛成者全員：可決)

○損害賠償額の決定及び和解について

当町公用車の公務運行中に起こした交通事故に関する損害賠償額を決定し、和解したので、議会の追認の議決を求めるもの。

(事故発生年月及び場所：令和2年3月、奈半利町内)

(賛成者全員：可決)

○損害賠償額の決定及び和解について

当町公用車の公務運行中に起こした交通事故に関する損害賠償額を決定し、和解したので、議会の追認の議決を求めるもの。

(事故発生年月及び場所：令和5年4月、奈半利町内)

(賛成者全員：可決)

○損害賠償額の決定及び和解について

当町公用車の公務運行中に起こした交通事故に関する損害賠償額を決定し、和解したので、議会の追認の議決を求めるもの。

(事故発生年月及び場所：令和5年8月、高知市内)

(賛成者全員：可決)

○損害賠償額の決定及び和解について

当町職員が公務作業中に起こした物損事故に関する損害賠償額を決定し、和解したので、議会の追認の議決を求めるもの。

(事故発生年月及び場所：平成28年8月、奈半利町内)

(賛成者全員：可決)

○損害賠償額の決定及び和解について

当町職員が公務作業中に起こした物損事故に関する損害賠償額を決定し、和解したので、議会の追認の議決を求めるもの。

(事故発生年月及び場所：令和元年8月、奈半利町内)

(賛成者全員：可決)

○損害賠償額の決定及び和解について

当町が管理する施設に起因する物損事故に関する損害賠償額

を決定し、和解したので、議会の追認の議決を求めるもの。

(事故発生年月及び場所：令和5年5月、奈半利町内)

(賛成者全員：可決)

○損害賠償額の決定及び和解について

当町が管理する施設に起因する物損事故に関する損害賠償額を決定し、和解したので、議会の追認の議決を求めるもの。

(事故発生年月及び場所：平成23年12月、奈半利町内)

(賛成者全員：可決)

○損害賠償額の決定及び和解について

当町が管理する施設に起因する物損事故に関する損害賠償額を決定し、和解したので、議会の追認の議決を求めるもの。

(事故発生年月及び場所：令和4年9月、奈半利町内)

(賛成者全員：可決)

○損害賠償額の決定及び和解について

当町が管理する施設に起因する物損事故に関する損害賠償額を決定し、和解したので、議会の追認の議決を求めるもの。

(事故発生年月及び場所：令和4年11月、奈半利町内)

◆ 発 議

(賛成者全員…可決)

○町長の専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定について定めるもの。

本件は、本来、議会の権限に属する事項のうち軽易な事項について、効率的で円滑な事務執行及び迅速な対応が図られるよう、地方自治法第180条第1項の規定により、町長が専決処分することができる事項として新たに指定するもの。

(賛成者全員…可決)

委員会調査活動報告

それぞれの委員会の調査事件の所管担当課より、調査事件に係る資料の提出及び経過・状況等についての説明、報告を受け、現地等の視察、協議を行った。

広報編集特別委員会

(10月19日)

○議会広報研修会について

令和5年11月広報(議会だより)の編集・校正を行った。

総務民生常任委員会

(11月7日)

奈半利小学校を訪問し、授業参観を行った後、校長より現状の説明を受け、調査を行った。子どもの学力は全国平均を上回っており、ICTを活用した学習にも重点的に取り組んでいる。また、不登校気味の子どもも若干存在しているが、学校、親、地域が連携して改善に取り組んでいるなど、学校の運営状況は適切である。

議会運営委員会

(12月6日)

第4回議会定例会に付議される案件は、条例案件13件、契約案件1件、予算案件4件、その他の案件12件、発議1件、そして一般質問の通告4件であり、これらの審議を行ったための会期を13日から15日までの3日間と定めた。



地域振興常任委員会

(11月7日)

○ふるさと納税のルール厳格化への対応について

地方創生課より返礼品の一覧表の提出を受け、調査を行った。新ルールへは、寄付額を変更することで対応している。また、米の取り扱いについて、他町村の例などを参考に協議を行った。



○耕作放棄地について

耕作放棄地を視察し、町の対

応を協議したが、所有者の所在不明や未相続の農地が多く解決は難しいとのことである。他市町村の例なども参考にし、耕作放棄地解消に努力するよう要請を行った。

○アユの遡上ができなくなっている須川川の魚道について

アユが遡上できない原因は、頭首工下流の河床が下がっていることである。解消にあたってはかなり下流からの施工が必要であり、工期・工事費用が膨大となる。県などに相談し、解決に向けた努力をするよう要請を行った。



【表決の状況】

賛成○、反対×

議 案	大西 洋三	岩 内 博	瀬 川 崇	竹 崎 稔	川 島 巧	坂 本 年 男	安 岡 健	小 笠 原 良	中 川 和 明	木 下 清	結 果
簡易水道事業の設置等に関する条例	／	○	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例	／	○	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
漁業集落排水事業の設置等に関する条例	／	○	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
漁業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例	／	○	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
飲料水供給施設の設置等に関する条例	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
簡易水道事業及び漁業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例	／	○	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	／	○	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	／	○	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
国民健康保険税条例の一部を改正する条例	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
印鑑条例の一部を改正する条例	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
工事請負契約の変更について	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
損害賠償額の決定及び和解について（H29.4 高知市）	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
損害賠償額の決定及び和解について（H29.9 役場駐車場）	／	○	○	○	○	○	○	○	×	○	可決
損害賠償額の決定及び和解について（H29.12 安芸市）	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
損害賠償額の決定及び和解について（R2.3 町内）	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
損害賠償額の決定及び和解について（R5.4 町内）	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
損害賠償額の決定及び和解について（R5.8 高知市）	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
損害賠償額の決定及び和解について（H28.8 町内）	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
損害賠償額の決定及び和解について（R1.8 町内）	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
損害賠償額の決定及び和解について（R5.5 町内）	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
損害賠償額の決定及び和解について（H23.12 町内）	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
損害賠償額の決定及び和解について（R4.9 町内）	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
損害賠償額の決定及び和解について（R4.11 町内）	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
漁業集落排水事業特別会計補正予算第2号	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
簡易水道事業特別会計補正予算第2号	／	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	可決
国民健康保険事業特別会計補正予算第3号	／	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	可決
一般会計補正予算第4号	／	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	可決
町長の専決処分事項の指定について（議員発議）	／	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	可決

※ 議長は表決をしないことになっています。

ふるさと納税の寄附者に パンフレット等を送付してはどうか

個人情報保護の観点から難しいと考える

／久武地方創生課長



質一般
問

いじはぶにる

町長のふるさと納税への 取り組みについて

問 町長に就任して以来、2期目で6年を過ぎようとしている。1期目の途中でふるさと納税の事件が起こり、当町も2年間の取り消し処分を受け、大変な痛手を受けた。昨年10月より再開されて1年が過ぎた。9月の一般質問でも述べたが、令和5年度の当初予算で、寄附金の受入額1,500万円はあまりにも少ない金額であり、中芸5力町村で最低の金額となる。今後のふるさと納税に対する取り組み姿勢を伺う。また、9月の一般質問で、今まで寄附していた方にパンフレット等を送付してはどうかとの提案に「寄附を誘導することは現在できない。寄附の申し込み時に取得した住所やメールアドレスは個人情報保護に当たると考えるため、個人情報保護に関する、法律18条利用目的の制限規定により、住所情報等の利用はできない」と考えている」との回答をいただいた。法第16条は、個人情報取り扱い事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとなっているが、今までのふるさと

納税の寄附者に対する、礼状・チラシ・パンフレット等であるので、個人情報違反の範囲を超えていないと思うが、どのように思うか。また感謝状や礼状は経済的な価値のないものであり、返礼品の経費には入らないと総務省のQ&A問6に記載されているが、どのように考えているか伺う。

答 久武地方創生課長

ふるさと納税に関しては、令和2年の7月に、2年間の制度からの除外を受けて、議員ご指摘のとおり、大きな痛手を受けた。その後、「ふるさと納税に関する第三者委員会」並びに「議会の特別委員会」からの提言を受けて、再発防止策を策定し、令和4年の10月から制度に参加している。しかしながら寄附額は、除外を受けたことによるイメージダウンと、2年間のブランクによって、以前と比べて低迷している。返礼品の「返礼率が3割以内、そして地場産品であること」というルールができる以前は、当町は高い返礼率と、人気のある町外産の海産物等の返礼品を活用して、多額の寄附をいただいていたが、ルールが改定された現在では、そのような手法を使うことはできない。そして、募集に要する経費は、寄附金額の5割以内という厳格なルールがあるため、宣伝活動に予算を計上する余裕がない。このような状況下で、寄附額を上げるための取り組みとしては、

寄附金募集のポータルサイトを増やして寄附者の層を広げたり、ガバメントクラウドファンディング等を活用して法令の範囲内で今後も続けていきたいと考えている。また、個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律第18条で、個人情報取扱事業者はあらかじめ本人の同意を得ないで、その利用目的以外のことに取り扱ってはならないという規定がある。寄附を受ける際に本人に対してそのような同意を取っていないので、広告用に手紙等を送ることは個人情報保護に関する法律に抵触すると考えている。

太陽光発電設備及び蓄電設備補助金について

問 県内では、8市町村が高知県より交付決定を受けているようであるが、安芸郡では奈半利町と安田町である。発電設備と構成する太陽電池モジュールの最大出力KWに4万円乗じて得た額として、20万円までの補助金である。また、蓄電システム容量KWに2万円を乗じて得た額とし20万円までとなっている。当町でも家庭用太陽光モジュールの設置・産業用太陽光発電設備の設置がされていると思う。また蓄電池のみの申請もあると思う。下記について伺う。
1、家庭用太陽光発電及び蓄電池のセットは現在何軒設置されているか。また5年度の申請は何件あるか。太陽光発電を設置している、蓄電池のみの申請は何件受け

ているか。
2、産業用太陽光発電設備は何件設置されているか。
3、家庭用太陽光発電設備・産業用太陽光発電設備の固定資産税はどのようなになっているのか。

答 久武地方創生課長

まず一点目の、家庭用太陽光モジュール及び蓄電池のセットは現在、何軒設置されているか、については、設置にあたって個人からの町への届け出等はないので、把握はできていない。令和5年度については、現時点までに問い合わせは何件あったが、補助金の交付に至った件数は0件である。蓄電池のみのについても、同様に0件である。

二点目の、産業用太陽光発電設備の設置件数については、提出された償却資産申告書を基に、町で把握している事業者数は、47事業者である。

三点目の、固定資産税については、発電量が10kW未満の家庭用設備については、事業用資産とならないため、課税対象外となる。ただし、太陽光パネル一体型の屋根材を使用して住宅を建てた場合は、家屋評価の対象となる。発電量が10kW以上の産業用設備については、償却資産申告の対象となるため、発電設備の所有者から提出された償却資産申告書を基にして、固定資産税を課税している。また、所有者に対して文書等で、当該申告書の提出を促している。

加領郷小跡地の利活用計画の現状を問う

時間はかかっているが着実に進めている

／竹崎町長



問 令和元年、100有余年の歴史に幕を下ろし、加領郷小学校が地域住民の大きな落胆と虚脱感を残して廃校となり、足かけ5年目の春となる。その後の利活用策に地域住民は大きな希望と期待を抱いていたが、現実問題として、いまだにその青写真でさえ示していない現状にある。

「置きざりされた場所」「見捨てられた地区」地域住民の多くは今、町行政と議会に対して大きな失望感と不信感を抱いている。その後の経緯と今後の取り組みについて見解を伺う。

答 五味教育次長

令和5年5月31日の全員協議会でお示しした検討プラン案を固め、検討委員会や地区懇談会を開催し、地域住民の皆様から検討プラン案に対する意見などをお聞きした。

今後の加領郷小学校施設の利活用に向けた取り組みについては、これまでの検討委員会委員や地域住民のご意見も踏まえながら、一定の方向性を出したいと考えている。

答 竹崎町長

加領郷小学校の利活用については住民、特に加領郷地域の住民の方の意見を尊重したいと当初から説明させていただいているが、住民懇談会等を開催しても参加者が少ない。懇談会形式以外でも何らかの形で地域住民とキャッチボールをしながら進めていきたい。遅いというご指摘であるが、段階は着実に踏んでいっていると考えているので、拙速という表現は適当ではないかもしれないが、じっくりと地元との協議をしていきたいと考えている。

問 令和4年6月に運動部活動の地域移行に関する検討会議から国（スポーツ庁）へ提言がなされ、令和5年度から7年度をめどとした改革集中期間を設け、運動部活動を段階的に地域移行へ実施していく考えが示された。また、文科省においても学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の具体的な実現方策とスケジュールを明示し、部活動における教師の負担軽減に加え、各施策について段階を踏んで着実に実施することにより、生徒にとって望ましい部活動の実現を図るものとして進めている。そ

こで、過疎・少子化の進む当町において、総合的にクラブ活動問題を捉え、今後の方向性及び進め方についての見解を伺う。

答 五味教育次長

部活動の指導は教職員に頼らざるを得ない状況にある。この状況を踏まえ、教職員の負担軽減のため、当町では学校に校務支援員を配置し教職員を支援する取り組みを行っているところである。

問 運動部活動は教育活動の一環として（学習指導要領）学校が責任を持って実施することで教育的効果を挙げてきたと思うが、やはりこのような仕組みを安易に失うことがあってはいけないのではないか。子どもたちにとって何がベストかという視点を最優先し、生徒や保護者の視点で検討を忘れてはならないはずだと考えるが、こうした問題についてどのような考えを伺う。

答 濱内教育長
部活動の教育的意義というところには大変重要な部分があると考えている。部活動については子どもファーストを中心に考えていく

べきであると考えているが、学校の部活動を守っていくためには、地域の大人も含めて住民の皆さんがスポーツ活動、文化芸術活動に親しんでいくという、地域の文化を醸成していくことも大切になってくるのではないかと考えている。

問 過疎・少子化の止まらない地方自治体において活発なクラブ活動推進には問題も多く、必然的に数（生徒数）の問題に突き当たる。地方に生まれ育った子どもたちがやりたい運動クラブ、深めたい文化的クラブ等をチョイスできないことは、都市と地方で育つ子どもたちにとって大きな格差を生むこととなる。国も推進している地域を超えた他校との合同部活動の在り方、及び、取り組みについて、今後の当町の方向性及び見解を伺う。

答 濱内教育長

国県を通じて、今後の部活動の方向性なども示されてくると考えているが、議員ご指摘の合同部活動や部活動の拠点校といったことも重点的に捉えながら、今後取り組んでいきたいと考えている。

人口減少対策への取り組みは？

2060年に人口2500人に設定しさまざまな施策に取り組んでいる／久武地方創生課長



奈半利町人口減少への町長の現状認識と今後について

問 奈半利町の人口は9月時点で2,946人となつて、3,000人を切っている。2040年には2,000人を切る予想になっている。そこで町長に、この人口減少をどのように認識し、またその原因はどこにあると考えているか。それをもって、今後の町の方針及び方向性をどのように舵取りをしていくか、お聞きたい。

答 久武地方創生課長
人口の減少は、当町だけではなく全国的な問題となっており、日本の人口は平成21年に減少に転じて、人口減少社会に移行することにも、人口構成の少子化・高齢化が進行している。当町においては、2015年(平成27年)に策定した第1期の総合戦略及び、2020年(令和2年)策定の第2期総合戦略の「人口ビジョン」において、2060年の目標人口を2,500人に設定し、それを実現するためにさまざまな施策に取り組んでいる。

問 人口減による大きな問題の一つが、町税収及び地方交付金が大きく減少することだと考える。そこで総合計画の中で事業において

毎年度見直しをするとなつていますが、真正面から見直しに取り組んでいただき、例えば、なはりの郷の事業は軒並み赤字報告がされておき、先行きが悪い事業に關しては中止を含め縮小していくべきと考えるが、町長の姿勢、考えをお聞きたい。

答 竹崎町長
集落活動センターなはりの郷については、収支、業務の見直し等は年度ごとに行つており、特に今年度については県のアドバイザーからも助言をいただき、協議を行つているところである。議員ご指摘の赤字部門の縮小については、集落活動センターの役割として必要な事業もあり、赤字でも構わないという表現は適切ではないが、収支を改善する努力はしている。雇用などの問題など関係してくるので、総合的なことを鑑みながら、集落活動センターの在り方を考え、常に事業の見直しをしていく、そういう姿勢で対応していきたい。

防災関連施設や設備機器の保守及び維持管理について

問 避難誘導灯の耐用年数はいかにほか。また切れた誘導灯を見つ

されているのか。また奈半利町の避難タワーには避難民が風雨や寒さをしのぐための避難部屋を設置しているが、その保守、維持管理はどのようになされているかを聞きたい。

答 井上総務課長
避難誘導灯の耐用年数は、現在設置されている誘導灯には鉛蓄電池とリチウムイオン電池の2種類がある。平成25年度に設置した誘導灯には鉛蓄電池が、平成28年度以降に設置した誘導灯にはリチウムイオン電池が使用されている。電池の耐用年数としては、鉛蓄電池は3年、リチウムイオン電池は5年となっているが、設置工事の際の保証により、蓄電池の交換も含む部品交換、修理について、設



置後10年間の保証がされるものとなっている。

点灯しない誘導灯の把握については、目視による確認となつており、多くの場合が住民の方や職員からの情報を受け、担当職員が確認し、修理業者への依頼により点検及び修繕をしている状況である。

問 避難部屋等の施設や設備機器の点検を定期的に行つてい

答 竹崎町長
誘導灯等の管理については、議員ご指摘のマニュアル化は、一つの方策として検討は必要であると考えている。

同年度に設置した誘導灯でも耐用年数まで持つもの、耐用年数以前に故障するものがあるなどさまざまなことが想定されるが、そういったことも取りま

荒廃農地の解消に向けた取り組みを!

農業委員会や関係機関と協議し

対応していきたい／竹崎町長



須川川の魚道の現状について聞く

問 奈半利町甲須川の河川工事について、須川地区の住民から県の河川工事により、川の流れが変わり、堰が高くなり、川魚が上流に上がることが数年間でなくなっている。早急に対応していただきたいと話があり、11月24日に地域振興常任委員会と総務民生常任委員、担当の地域振興課の職員、また町長、副町長にも現状を見ていただいた。直角で2m位高さがあり、アユが遡上できない状況になっている。それに対して県に要請しなければならぬにもかかわらず、数年間も置いたまま。住民が議員に言ってくるまで放置されている。県に早急に対応を願う、要請すること。生態系を狂わせてはいけない。

答 大西地域振興課長

河床低下は、河川構造物の変化や破壊等の直接的被害のほか、河川水位に対する影響や河畔の崩壊による生態系の変化、河川環境への影響など、さまざまな問題につながると考えている。

河床低下の抜本的な対策としては、床固め工による河床の固定化などの工法により、下流への土砂流出量を低減させることが効果的であると考えているが、河川環境、景観への配慮など専門的な知識も必要とすることから、河川管理者である高知県の対応に頼らざるを得ないというのが現状でもある。

荒廃した農地等の管理について問う

問 場所は東浜の福祉会館の南、長谷川周辺であり、地域振興常任委員会と委員会を傍聴にきた議員、また、地域振興課、町長、副町長と現地視察を行った。荒廃した農地を見ると大木、また草木の葉が落ち、害虫が発生し、ネズミ、ゴキブリ、蛇、小動物イタチ、ハクビシン、ムクドリのみかになり、衛生面にも良くない。小動物の病気などで人の体の健康にも何

らかの影響が起ることも考えなければならぬと考える。落ち葉など厚さは15cmから17cm、乾燥したときに火のついたタバコなど投げれば火災が発生し、大変危険なことになる。早期に対応に取り組むべきだと考える。荒廃農地に対する農業委員会と連携して早急に取り組んでいただきたい。町長自ら取り組むことをお願いしたい。

答 竹崎町長

荒廃農地の現状については、議員のご指摘のとおりである。国の助成制度等を模索しているが、私有地といふことでもあり、現時点では直接手が出せない状況ではないかと認識している。担当課から所有者に対して再三にわたって管理をしていただくよう催促している状況であるが、今後においても、農業委員会、関係機関と連携しながら、対応していきたいと考えている。

ふるさと納税のルール厳格化への対応について聞く

問 総務省が10月から返礼品が地場産品に該当するかどうかの基準

や、募集経費を寄附額の50%以下とするルールを厳格化。多くの自治体が寄附額の引き上げや返礼品の変更を迫られていたが、奈半利町はどのような対策を取っているのか。ふるさと納税の7割の見直し、値上げや返礼品変更に対して、ルール厳格化を受け、72.9%の自治体が10月から寄附金額の値上げや返礼品の変更などの対応を取ったことが11月8日付の仲介サイト運営するさとふるの調査で分かった。変更前の駆け込み寄附も急増し、9月中同社が取り扱った寄附額は前年比4.5倍以上となったが、奈半利町のふるさと納税返礼品の対応、対策はどのような行っていくのか聞く。

答 久武地方創生課長

奈半利町の対応としては、協議を重ねた結果、各返礼品の寄附設定額を全面的に見直した。経費率を5割以内に抑えるように計算して見直した結果、寄附金の設定額は改正前に比べて平均で1.14倍になったが、寄附金受納額を上げていく取り組みは、法令の範囲内で今後も続けていきたいと考えている。

入学・就職・転勤等による引っ越しで、住所を異動される方は、
「正確な住所の届け出」が必要です！

○住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、
国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、
選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

○マイナンバーカードには、最新の住所を記載する必要があります。
引っ越し先の市区町村にマイナンバーカードを持参し、
必要な手続きを行ってください。

○「転出届」は、マイナポータルを
通じてオンラインで提出できます。

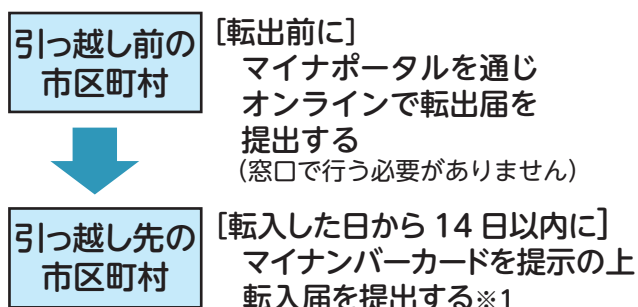


（正当な理由がなく住民票の異動の届け出をしない場合、
5万円以下の過料に処されることがあります。）

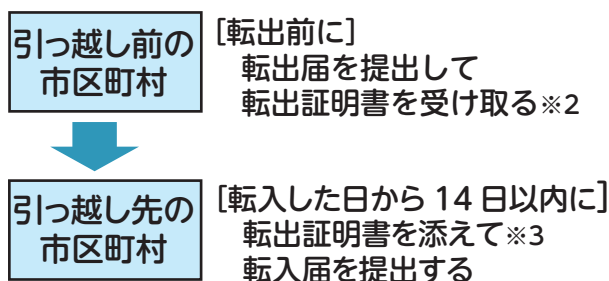


◆住民票の異動届（転出届、転入届、転居届等）の手続き方法

◎他の市区町村に転出・転入する場合
＜オンラインでの届け出（推奨）

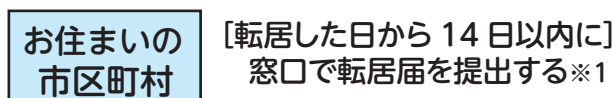


＜窓口での届け出



- ※1 マイナポータル等を通じて、転入（転居）届の提出
のために来庁予定の連絡ができます。
- ※2 マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の
受け取りはありません。
- ※3 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバー
カードを提示してください。

◎同一の市区町村内で転居する場合



詳しくは、お住まいの市区町村の窓口へお問い合わせください。



総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

後期高齢者医療制度の 令和6・7年度の保険料率が 決まりました

●被保険者均等割額	56,000円
●所得割率	10.78%
●年間保険料の上限	80万円

高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加しています。

将来にわたって安定した制度運営を行っていくために、令和6・7年度の保険料率については、令和4・5年度の保険料率(被保険者均等割額55,500円・所得割率10.50%・年間保険料の上限66万円)から引き上げることとなりました。保険料の引き上げ幅については、基金を活用して抑制しています。

令和6年度の個々の保険料額につきましては、前年中の所得が確定した後、次の計算方法により7月初旬に決定する予定です。

★令和6年度の保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1人あたりの} \\ \text{年間保険料} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{[被保険者均等割額]} \\ \text{56,000円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{[所得割額]} \\ \text{賦課基準額} \times 10.78\% \\ \hline \end{array}$$

○賦課基準額とは、総所得金額等(被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額)から基礎控除額(43万円)を差し引いた金額です。

○保険料の激変緩和措置により令和6年度の1人あたりの年間保険料の上限は73万円です。(※100円未満切り捨て)ただし、令和6年4月1日以降に75歳に到達し、後期高齢者医療制度の被保険者となられた方の年間保険料の上限は80万円です。

◆令和6年度は激変緩和措置があります

①所得割率の激変緩和措置

総所得金額等から基礎控除額43万円を差し引いた金額が58万円以下の方が対象

	改正前(令和5年度)	改正後(令和6年度)	改正後(令和7年度)
所得割率	10.50%	10.01%	10.78%

②年間保険料の上限の激変緩和措置

令和6年3月31日以前に75歳になられた方及び障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者となられた方が対象

年間保険料 上限額	改正前(令和5年度)	改正後(令和6年度)	改正後(令和7年度)
	66万円	73万円	80万円

◆被保険者均等割額軽減対象者の基準が広がります

被保険者均等割額は、同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計が、下記を満たす場合に軽減される仕組みとなっています。5割・2割軽減対象者の基準が広がりました。

軽減の 割合	軽減後の 被保険者 均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額(※)	
		改正前(令和5年度)	改正後(令和6年度以降)
7割	16,800円	43万円+10万円×(給与・年金所得者数※-1)以下	変更無し
5割	28,000円	43万円+10万円×(給与・年金所得者数※-1)+(29万円×被保険者数)以下	43万円+10万円×(給与・年金所得者数※-1)+(29.5万円×被保険者数)以下
2割	44,800円	43万円+10万円×(給与・年金所得者数※-1)+(53.5万円×被保険者数)以下	43万円+10万円×(給与・年金所得者数※-1)+(54.5万円×被保険者数)以下
軽減 無し	56,000円	上記以外の方	変更無し

※総所得金額等の合計額とは、前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額です。

給与・年金所得者数とは、給与収入が55万円を超えるまたは公的年金等収入が125万円(65歳未満の方は60万円)を超える世帯主及び被保険者の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

●軽減判定の注意点

- 65歳以上で公的年金等所得がある場合、公的年金等所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。
- 事業所得の必要経費に専従者給与は入らず、事業主の所得は専従者控除前の所得で計算します。(専従者給与所得は専従者本人の給与所得から除外します)
- 譲渡所得の特別控除は適用されませんが、雑損失の繰越控除は適用されます。

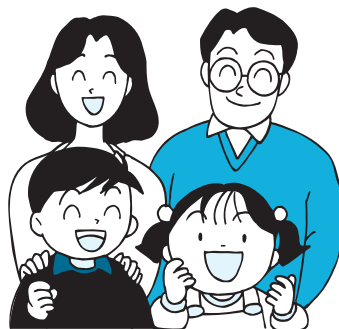
国民年金保険料の免除・納付猶予制度

年金制度は、日本を支えている皆さんの生活を守る大切な制度です。日本の社会や経済が変化しても制度がきちんと保たれるように、様々な仕組みがあります。

その中の一つに、経済的に納付が困難である場合など一定条件を満たす方々への救済措置として、国民年金保険料の「全額免除」「一部免除」「納付猶予」「学生納付特例」があります。

これらの制度は、適用される制度によって違いがありますが、審査の際には、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となります。

申請し、審査が通った場合に適用されます。



全額免除 一部免除

所得などの条件により保険料の納付が免除される制度です。

免除額は①全額免除、②一部免除（4分の3、半額、4分の1）があり、審査により1カ月単位で免除されます。

免除期間は年金受給資格期間に反映されますが、②の場合は減額された保険料を納付されない限り、『未納』扱いとなり、年金受給資格期間には算入されません。



納付猶予 学生納付特例

50歳未満の方※平成28年6月までは30歳未満の方（納付猶予）または学生の方（学生納付特例）は、審査により保険料の納付が1年ごとに猶予されます。猶予期間中は年金受給資格期間に算入されますが、年金額の計算上は含まれません。



<失業した場合の特例>

失業した場合に保険料免除・納付猶予制度の申請を行う際は、失業した方の前年所得をゼロとみなして審査します。この特例は原則、失業した年またはその翌年に申請された場合に適用されます。

「未納」より、こんなに良い制度です！

- ①「未納」だと遡って2年前までしか納められないところ、「追納」として遡って10年前の分まで納めることができます。（納めると老齢基礎年金額が増えます）
- ②「未納」だと障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますが、免除・納付猶予制度の場合（一部免除において減額された保険料を納付していない場合を除く）は受け取る条件に含まれます。

免除・納付猶予制度について、詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所へお問い合わせください。

各制度には申請が必要です。
まずはご相談ください。



日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/>



日本年金機構

Japan Pension Service

1607 1031 040

～赤ちゃんからお年寄りまで、ワンコインで大きな安心～

交通災害共済 加入のご案内

この交通災害共済は、加入者が交通事故によりケガ等をされた場合に救済することを目的に、高知県内の町村、香南市及び香美市が共同して行っている共済制度です。

申し込みの受付期間は、令和6年2月1日～令和6年3月31日

※転入その他の事情によっては4月1日以降も加入できます。

●対象となる交通事故

日本国内での交通事故による被災が対象となります。以下は主な例です。



人と車



車と車



人と自転車



車と自転車



自転車と自転車

*停車中の乗降、バイクや自転車を降りて押す行為中の転倒などの事故は対象外です。

●加入できる方

奈半利町に住民登録をしている方

●加入手続き

奈半利町役場窓口にて申し込みが可能です。
加入申込書に必要事項を記入し、共済掛金1人500円を添えてお申し込みください。

●共済掛金・共済期間

●掛金は 1人 500円

●共済期間は

令和6年 令和7年
4月1日～3月31日

* 事故にあわれたときの請求方法 *

請求手順

- ①3日以上入院・通院から見舞金をお支払いいたします。
↓
- ②加入申込を行った町村役場または市役所において請求手続きを行ってください。
↓
- ③審査…市町村及び本組合で支給の対象となるかの「審査」を行います。
↓
- ③見舞金の支給…審査の結果、支払決定となった場合、ご請求者様に送金通知書を送付し、見舞金を支給いたします。

災害見舞金額一覧表

等級	傷害の程度	見舞金額
1	死亡(事故当日から180日以内の死亡)	1,000,000円
2	身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する1級の障害	500,000円
3	治療等実日数180日以上	120,000円
4	80日以上	100,000円
5	70日以上	90,000円
6	60日以上	80,000円
7	50日以上	70,000円
8	40日以上	60,000円
9	30日以上	50,000円
10	20日以上	40,000円
11	10日以上	30,000円
12	3日以上	20,000円

※「治療等実日数」とは、入院日数と実際に通院治療を受けた日数のことです。
同一日に2つ以上の病院に通院した場合の治療等実日数は1日となります。

また、請求書類に以下の原本を添付した場合には、1事故につき次の額を加算します。

①自動車安全運転センター発行の交通事故証明書800円(令和5年3月31日までに発行されたものは、600円)。

②医師の診断書(組合指定様式4号-1)及び柔道整復師等の施術証明書(様式4号-2)5,000円。

注) 診断書と施術証明書を共に添付した場合や複数枚添付した場合でも1事故につき5,000円です。

ご請求期間：交通事故発生の日から 2年以内 ですご注意ください。

■問い合わせ先

奈半利町役場総務課 0887-38-4011



『まちの応援団』かわら版

春号No.5

発行元:中芸広域連合保健福祉課

編集元:特定非営利活動法人 Slow Age

TEL 0887-38-8212

TEL 0887-38-3288

○はじめに

暖冬だったとはいえ、やっぱり冬は寒かったですね。ようやく待ちに待った暖かい春がそこまでやってきています。さて、地域の日々の活動や、様子をお伝えしていきます。私たちが、暮らしている中芸地域で、どういった『つどい』や『つながり』があるのかを、知っていただける機会になればうれしいです。

ご存知ですか？各町村のご紹介

奈半利町：心豊かに暮らせる社会環境づくりの一役に

林田義雄さん(87歳)は、事故が原因で足を不自由にされ、今までできていた活動ができなくなり、生きる希望を失った時期がありました。そんな時、以前の職場の同僚の方から、革製品を作るための道具を譲り受けたことがきっかけで、革製品作りを開始。4年ほど前から独学で作っています。作成した革製品は、スピリットアート展に出展し2年連続で入選されています。



自宅2階を工房とし、デザイン決め、型紙起こし、模様の刻みこみを全て一人で行い、緻密で美しい作品を次々と作り上げています。現在、早くも今年の作品作りに向けて取り組まれており、制作意欲は尽きません。「スピリットアート展を通して、県民の一人一人が心を動かされ、また障がい者のさらなる制作意欲の向上、多様な能力に触れていただき、心豊かに暮らせる社会環境づくりに一役担っていただきたい、これが私の念願です」そんな思いを、高知新聞の声ひろばにも投稿されました。

北川村：『みんながおっての私。』

Aさんは、知的障害、精神疾患があり、中学校卒業後就職しましたが、体調を崩しては辞めることを繰り返し、長い間働けずいました。その後、地域の集いに参加しながら、40歳頃から就労体験に参加するようになり、相談支援事業所の支援を受けながら村の防災倉庫に併設されているトイレ掃除の仕事に就きました。最初は、体調や気持ちの波によって安定して働くことが困難でしたが、現在は週5日、1回1時間の仕事を続けています。

仕事を続けられている秘訣について何うと、「まずは通院、服薬を継続し、体調を整えること」そして、「周りの方々が信用してくれ、支えてくれているからこそ、ここまでやってこられた。みんながおっての私」と感謝を口にされていました。また、「汚れたところをきれいにし、みんなが『きれい』と言ってくれることがうれしいし、やりがい。人助けをしたい」と仕事に対する思いを語ってくれました。



50歳からは一人暮らしにもチャレンジ。最初は、家事など「一人では何もできない」と不安に思っていたのですが、ヘルパーさんが自分でやれるように教えてくれ、自信がついてきたと言います。

今後は、「パン屋さんに自分でパンを買いに行き、ステキな朝食を作ってみたい」と語ってくれました。

地域交流会『こどもも大人もみんなで遊ぼう!part11』を開催しました

日程:令和5年12月10日(日)10:00~13:00

場所:奈半利町保健センター

地域交流会は、障がいがあってもなくても、おとなも子どもも誰もが参加・体験できる交流会、また、交流会を通して人と人がつながり、中芸地区の中に「つどう場」がたくさんできることを目指し、開催しています。今年は、5年ぶりに飲食コーナーが復活!体験コーナー(楽器作り、ボッチャ、楽器ふれあい)は、スタンプラリーを楽しみながら、それぞれ興味ある体験に参加し、わきあいあい、ほのぼのした時間を過ごすことができました。ミニコンサートは、普段聞きなれない珍しい楽器の音色に感動!また、パパママたちの朗読劇では元気をもらいました。約100人の方が参加され、賑やかなひとときを過ごすことができました。みなさん、ありがとうございました。



続々と入場



ボッチャを楽しむ



音楽とふれあう



パパママ朗読劇『うさぎと亀』



バンド・デ・ツネ



安田はまゆう合唱団



とりちゃんバンド



クリスマスソングを皆で合奏



岡本さん&長友さん



楽器作り体験



ギョ太鼓とカスタネット
作成中



聞き入る参加者

👤👤👤 まちの応援団員募集 👤👤👤 [Tel0887-38-8212](tel:0887-38-8212)

地域のこと、一緒に話し合いませんか? 参加ご希望の方は、中芸広域連合保険福祉課までご連絡ください。



新婚生活を応援します

事業実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

費用対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

補助対象世帯

新婚世帯(令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦)で、次の全ての要件を満たす場合。

1. 世帯の所得が500万円未満であること。(※注)
2. 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
3. 費用対象期間に取得または賃借した奈半利町内の住居に夫婦ともに居住し、この居住先が住民基本台帳に記録されていること。
4. 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
5. 夫婦ともに県税及び町税等を滞納していないこと。
6. 夫婦ともに奈半利町暴力団排除条例(平成22年奈半利町条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。
7. 過去にこの要綱に基づく補助を受けた者がいないこと。

(※注) 前年または前々年の所得による(申請時に取得できる最新の所得証明書)

ただし、次の場合はそれぞれの計算方法により算出した金額とします。

貸与型奨学金(公的団体または民間団体より、学生の修学または生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額。



同居・近居加算

補助対象世帯において次の全ての要件を満たす場合

1. 以下のいずれかに該当する世帯
 - ア 親世帯と同居する世帯
(夫婦の一方が結婚前から親と同居しており、結婚を機に配偶者が当該住宅に入居する世帯を含む)
 - イ 親世帯の居住地と近居となる世帯
(夫婦と親世帯の双方が、奈半利町内の住居に居住し、その居住先が住民基本台帳に記録されていること)
2. 補助対象経費の全額が、1世帯当たりの補助上限額を超える世帯

補助対象経費

1. 結婚を機に新たに住宅を取得する際に要した費用
※駐車場代、土地代、光熱費、旧住宅の解体撤去費、設備購入費等は対象外
2. 結婚を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む。)、共益費、仲介手数料が対象
※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外
3. 結婚に伴う新居への引っ越しの費用(引っ越し業者、運送業者へ支払った実費が対象)
※不用品の処分費用や、引っ越し業者でない者に支払った費用は対象外
※費用対象期間内に行われた引っ越しであること。
※費用対象期間内に支払済であること。(領収書が必要です)
4. リフォーム工事に係る費用
※家電製品の購入及び厨房製品(工事を伴わない設置のみの場合)は補助対象外

補助金額

夫婦共に29歳以下の世帯、1世帯あたり60万円まで／その他の世帯、1世帯あたり30万円まで
同居・近居加算のある場合:夫婦共に29歳以下の世帯、1世帯あたり90万円まで／その他の世帯、1世帯あたり45万円まで

●お問い合わせ先(申請先): 奈半利町役場 住民福祉課 ☎ 0887-38-4012
e-mail: jyuuminhukushi@town.nahari.kochi.jp



奈半利町人づくり奨学金の給付申請のご案内

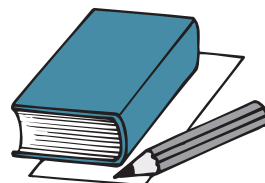
奈半利町では、「人づくり奨学金の給付」を大学等に進学・在学する方で下記の要件に該当する方を対象に行います。

該当する方は、申込期限内までに申請書の提出をしていただきますようお願いいたします。

1. 要件について

奈半利町に引き続き3年以上本町に住所を有して、現に居住している者の子弟で、次の(1)～(5)に進学または在学する学生。

- (1)大学(専攻科、別科及び夜間、通信制課程は除く)。
- (2)短期大学(専攻科、別科及び夜間、通信制課程は除く)。
- (3)高等専門学校の第4学年及び第5学年並びに専攻科
- (4)専修学校の専門課程
- (5)高等学校の専攻科



2. 給付について

(1) 給付期間

給付期間は、奨学金の給付を開始したときから所要の最短在学期間

(2) 給付額

区 分	入学金	授業料(年額)
大学	250,000円	300,000円
短期大学	150,000円	300,000円
専修学校(専門課程)	150,000円	300,000円
高等専門学校 (第4学年、第5学年、専攻科)	0円	300,000円
高等学校(専攻科)	0円	300,000円

3. 申込受付について

(1) 受付期間

令和6年4月1日～5月10日まで(土日祝日を除く)

(2) 提出書類

(※下記書類が全て揃っていない場合は、申込受付できませんのでご了承ください)

- ・奈半利町人づくり奨学基金給付申請書
- ・所得証明書(世帯全員分)令和5年度の所得証明(令和4年中の所得)
- ・住民票(世帯全員分の住民票で、世帯主及び続柄の記載のあるもの)

※申請後、決定通知書が届きましたら、在学証明書(令和6年度現在のもの)を、奈半利町教育委員会へ提出してください。また、**令和6年度から新規で申請する方は、在学証明書と合わせて、レポートの提出をお願いいたします。**

【(「将来どのような人物になりたいか」または「どんな方向に進みたいか」について原稿用紙400字詰め2枚程度)】

●お問い合わせ・提出先 奈半利町教育委員会 ※奨学金担当 TEL 38-8188

奈半利町子育て支援金のご案内

奈半利町では、下記の要件に該当する方を対象に「奈半利町子育て支援金」の支給を行います。
要件に該当される方は、申請受付期間内に申請書を提出してください。

1. 支給要件等について

令和5年4月1日から引き続き奈半利町に住所を有し、現に居住し、次の各号に該当する児童を養育している保護者に支給します。

- (1) 小学校入学前児童（こども園年長児等）＜今年度中に満6歳となる児童＞
平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれの児童）
- (2) 小学6年生児童＜今年度中に満12歳となる児童＞
（平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれの児童）
- (3) 中学3年生児童＜今年度中に満15歳となる児童＞
（平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれの児童）



2. 支給金額 対象児童1人につき5万円

3. 申請受付について

- (1) 受付期間 令和6年3月31日まで
- (2) 提出書類
 - ① 奈半利町子育て支援金支給申請書
※児童の住所が申請人と異なる場合は、対象児童の戸籍謄本・住民票（本籍筆頭者記載有・世帯全員分）を添付
 - ② 奈半利町子育て支援金支給請求書
※口座番号確認のため振込先通帳またはカードのコピーを添付（持参いただければ役場でコピーします。）
- (3) 提出先・お問い合わせ
〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙1659番地1
奈半利町役場住民福祉課（電話 0887-38-4012）

水道使用量の検針期間について

水道使用量のメーター検針については、各地区で検針を実施する期間が月の初旬であったり、また、下旬であったり相違がありましたが、令和6年4月請求分（令和6年3月使用料）から、町内全域で検針期間を請求月の上旬から中旬までの期間に統一いたします。

なお、検針期間を統一することに伴い、一部の地域では最初の1カ月のみ検針水量が増えることがあるかもしれませんが、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

【例】令和6年4月請求分

	検針日	納期限（変更ありません）
統一前	3月20日頃～4月中旬	4月末日
統一後	4月上旬～中旬	4月末日

●問い合わせ先 奈半利町役場地域振興課 TEL 0887-38-8182

奈半利町簡易水道事業および漁業集落排水事業は 公営企業会計へ移行します

令和6年4月1日より奈半利町簡易水道事業特別会計および漁業集落排水事業特別会計は地方公営企業法の適用にともない公営企業会計へ移行します。

地方公営企業法を適用し企業的な性質を生かすことで現金の歳入歳出だけでなく資産の取得や減価償却の状況の把握をし、経営の成績や財政情報をより細かく分析することで、持続的かつ効率的な事業の運営に努めてまいります。

※インボイスの登録番号についても変更となるため番号を取得後に公表いたします。



四国南東部イベント情報コーナー

令和4年11月24日、線路と道路の両方を走るDMV=デュアル・モード・ビークルが結ぶ徳島県南部と高知県東部の自治体や観光団体などが連携して観光客の誘致を図るため、新たに「四国南東部広域観光連携協議会」を設立しました。

この取り組みの一環として、域内のイベント情報をご紹介します。ちょっと足を延ばして出かけてみませんか。

☆☆ 各地のイベント情報 ☆☆

イベント情報開催地	期間	場所	問い合わせ先
モネのチューリップ祭り	3月下旬	北川村モネの庭	北川村モネの庭 0887-32-1233
企画展 「やすだの子どもたち」	3/16～7/21	安田まちなみ交流館・和	安田まちなみ交流館・和 0887-38-3047
魚梁瀬桜まつり	3/31	魚梁瀬丸山公園	集落活動センターやなせ 0887-43-2055
げいせい桜まつり	3/19～3/31	桜ヶ丘公園	芸西村役場企画振興課 0887-33-2114
奈半利町こいのぼり	4/22～5/21	奈半利町 ふるさと海岸	なはりの郷 0887-30-1816
なはり観光びらき	4/28	奈半利駅前ステージ	奈半利町役場地域振興課 0887-38-8182
手づくり登り窯フェスタ	4/16	内原野陶芸館	内原野陶芸館 0887-32-0308
さくらまつり	4/2	薬王寺他	美波町産業振興課 0884-77-3617



(一社) 四国の右下観光局
イベント情報掲載



(一社) 高知県東部観光協議会
イベント情報掲載

スポーツ安全保険

団体活動のための 小さな掛金 大きな補償

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、レクリエーション活動などを行う4名以上のアマチュアのクラブ・サークル・グループが加入できます。



保険の詳細内容、資料の請求は、ホームページをご覧ください。

インターネットでかんたん加入
<https://www.sportsanzen.org>



公益財団法人スポーツ安全協会

令和6年度 自衛官等採用案内

お知らせ

幹部候補生（一般）

幹部候補生とは、一般または専門の大学等を卒業後、陸・海・空自衛隊それぞれの幹部候補生学校で必要な知識と技能を修得し、幹部自衛官（パイロットを含む。）に任官するコースです。

- 初任給（令和6年1月1日現在） 修士課程修了者等 247,300円
- ボーナス 年2回（6月、12月） ○昇給 年1回
- 週休2日制、祝日、各種休暇あり ○食事、光熱水費、医療費（基地内等）は無料

資格（R7.4.1現在）	受付期間	備考
【大卒程度試験】 ・22歳以上26歳未満の人 ・修士課程修了者等（見込み含）は28歳未満の人 ・20歳以上22歳未満で大学を卒業（見込み含）した人	第1回採用試験 3月1日～4月12日 第2回採用試験 3月1日～6月13日 （飛行要員を除く。）	1次試験 第1回 4月20日・21日 （21日はパイロット希望者のみ） 第2回 6月22日

第1回 一般曹候補生

部隊の中核を担う「曹」を養成するコースです。初年度収入 約320万円～ ボーナス 年2回
初任給 【高卒】 198,800円 【大卒】 208,300円 週休2日制、各種休暇あり

資格	受付期間	備考
採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の人 32歳の人は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない人	3月1日～5月7日	1次試験 5月19日 2次試験 6月16日

第1回 自衛官候補生

任期制のコースです。任期終了後、民間企業への就職や、継続して「曹」へ進むことも可能です。
初年度収入 約300万円～ 2士任官後の初任給198,800円～ 任期満了ごとに特例退職手当が支給

資格	受付期間	備考
採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の人 32歳の人は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない人	年間を通じて実施 （第1回は5月29日まで）	学科試験 6月1日～3日 WEB試験（個別方式で1回） 口述試験等 6月9日

第1回 予備自衛官補

一般の社会人や学生を「予備自衛官補」として公募・採用し、教育訓練終了後、「予備自衛官」として任用する制度です。民間の優れた専門技能を有効に活用していくことを目的としています。

「一般」と「技能」の2種類のコースがあり、採用されると、一般は3年以内に50日間、技能は2年以内に10日間の教育訓練に参加して、必要な知識・技能を修得します。

教育訓練は、日額8,800円の手当と自宅から教育訓練場所までの交通費が支給されます。また、教育訓練期間中の食事は無料で支給、宿泊（無料）は駐屯地内の指定宿舎になります。

コース	資格	受付期間	備考
技能	国家免許資格等を有する18歳以上で、資格の種類により53歳～55歳未満の人	1月22日～4月3日	学科試験 4月6日～4月8日 WEB試験（個別方式で1回） 口述試験等4月14日（善通寺）
一般	18歳以上52歳未満の人 ※年齢の上限が上がりました。		学科試験 4月6日～4月8日 WEB試験（個別方式で1回） 口述試験等4月14日（高知）

☆状況により、試験日が変更される場合があります。

●詳しくは自衛隊高知地方協力本部のホームページをご覧ください、
安芸地域事務所までご連絡ください。

TEL 35-2749 E-mail kochi.pco.aki@rct.gsdf.mod.go.jp



資料請求

図書新聞

3月号

奈半利町民会館図書室 奈半利町乙12097-2

OPEN 9時～17時

毎日、お昼の1時間(12時～13時)が閉まっていますので
ご注意ください。



今年も始まっています!「本屋大賞」ノミネート10作品が発
表され、どれが大賞に輝くか楽しみなところですが、今回はな
んと!初めて児童書からも1冊ノミネートされました!
これを機に、子どもたちにもミステリー本の楽しさを知って
もらいたいです。この「ミステリクラブ」と、「レーエンデ国物語」
「成瀬は天下を取りに行く」は、すでに続巻がでておりますの
で、気に入ったら次々読んでみてくださいね。



第170回

直木賞

ともぐい／河崎秋子
八月の御所グラウンド／万城目学
東京都同情塔／九段理江

芥川賞

3月入庫予定本

小説(単行本)

●受賞本&ノミネート本

●秘密の花園／朝井まかて

●キスに煙／織守きょうや

●夜明けの花園／恩田 陸

●ぼくは青くて透明で

●一夜・隠蔽捜査10／窪 美澄

●警官の酒場／今野 敏

●冬に子供が生まれる／佐々木 譲

●ファラオの密室／白川尚史

●夜明けのすべて

●彷徨う者たち／瀬尾まい子

●ブラック・ショーマンと覚

醒する女たち／東野圭吾

●成瀬は信じた道をいく

●二人キリ／宮島未奈

●シャーロック・ホームズの

凱旋／森見登美彦

などなど

などなど

などなど

などなど

などなど

などなど

小説(文庫本)

●推しの殺人／遠藤かたる

●あきない世傳金と銀 特別

巻(下)／高田 郁

●警視庁追跡捜査係①交錯

／堂場瞬一

●身代わり忠臣蔵／土橋章宏

●泣くな研修医⑥外科医島へ

／中山祐次郎

●ある閉ざされた雪の山荘で

／東野圭吾

●捜査前線④策略者

／南 英男

●時ひらく／辻村深月他5人

などなど

などなど

などなど

などなど

などなど

などなど

などなど

などなど

などなど

などなど

などなど

などなど

などなど

などなど

などなど

子ども

●一歩ふみだす勇氣

／高橋 惇

●カメラにうつらなかつた真

実―3人の写真家が見た日

系人収容所

●巨大地震のサバイバル

人間になりたかった犬

／今西乃子

●トモダチデスゲーム⑥地獄

の沙汰も金次第

●星中バスケットボール部

映画 窓ぎわのトットちゃん

●ストーリーブック

●絶望鬼ごっこ②3鬼もおのの

く地獄列島

●ひなだんとことーん

／おおいじゅんこ

●PIHOTEKピヒュッティ

／荻田泰永

●橋の上で

／湯本香樹実

などなど

令和6年度 奈半利町奨学資金奨学生募集案内

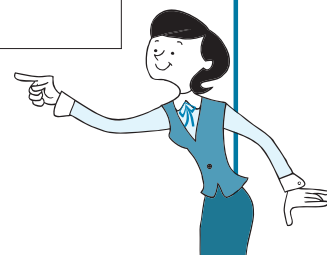
区分	給付・貸与資格	給付・貸与額等	募集期間
奈半利町 奨学資金貸与	奈半利町に引き続き1年以上居住する者の子で高等学校・専修学校・大学に在学し、学費の支弁が困難と認められる者。連帯保証人2人必要。	貸 与 高等学校 月額 15,000円以内 大 学 月額 30,000円以内 専修学校 月額 30,000円以内 ※10年以内で償還	令和6年3月1日 ～ 令和6年4月19日

※給付・貸与資格要件は、上記の他にもあります。



お問い合わせ・申込先

奈半利町教育委員会 TEL 38-8188



つゆ草

露地ぬけて 風の音する 初句会

さち子

玄関に 冬の家族の 靴揃う

ちえ

孫達の はじける笑顔 年始め

とも子

雑草を かき分け七草 みつけ出し

まり子



冴え返る 夜気の静けさ 月明り

さち子

春風や 多くの花を 運び来る

ちえ

受験する 孫の合格 宮参り

とも子

無情なり 被災の屋根に 雪重く

まり子

おぼろいび

☆おめいびいびい

氏名 生年月日 性別 父 母 地区名

松村 蓮華 R5・12・18 女 滯斗 麗杏 立町

お悔やみ ★謹んで お悔やみ申し上げます

氏名 死亡年月日 性別 年齢 地区名

梶原 初子 R5・12・20 女 93 横町

高橋 芳子 R5・12・31 女 98 樋ノ口

山本 一好 R6・1・8 男 79 加領郷

齊藤 茂子 R6・1・22 女 80 樋ノ口

矢田 卓己 R6・1・25 男 68 樋ノ口

松岡 秀子 R6・1・26 女 79 法恩寺

野村美恵子 R6・2・9 女 99 樋ノ口

【お詫びと訂正】

広報なはり1月号34ページに掲載しましたお悔やみの氏名の漢字に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げます。訂正して今月号にて再掲載させていただきます。

(正) 手嶋 和子 R5・12・9 女 103 上長田



正しい生活習慣に向けての体づくり

春は新生活を迎え、新たな環境でスタートする方もおられるかと思いますが、その中で、今までの生活環境が大きく変化する方も多いのではないのでしょうか。慣れない環境で、食生活が乱れがちにならないように、正しい生活習慣を定着させて、心も身体も健康な体づくりを心掛けていきましょう。

今回は健康な体づくりのための大切なポイントを紹介します！

①栄養バランスのとれた食事

朝・昼・夕 3食しっかり食べよう！

*特に朝食はかかさずに！

朝食は1日の大事なスイッチ!朝食をとることで脳と体を目覚めさせます。



主食：ご飯、パン、麺類など

主菜：肉、魚、卵、大豆製品など

主にたんぱく質を含む

副菜：野菜、海藻類、きのこ類など

主にビタミンや食物繊維を含む



野菜の摂取目標は

1日 350g 以上

そのうち緑黄色野菜は 120g といわれています。不足しがちになってしまう野菜は温野菜などにしてかさを減らしてとるようにしましょう。



日々の食事を振り返り、主食・主菜・副菜を意識してとるように!

②適度な運動

日々の生活が忙しくなかなか運動の時間を確保することが難しい方は、普段の生活の中で活動量を増やすことはできないか、振り返ってみましょう。

こまめに家事をする



階段を使う



ストレッチをする



ラジオ体操を習慣化する



③十分な睡眠

睡眠は「時間」も大切ですが「質」も重要です!

質の良い深い睡眠がとれるように就寝前にはリラックスすることも大切です。寝る直前のスマートフォンやパソコンは控えましょう。



簡単レシピの紹介 春キャベツのオーブン焼き

材料 (2人分)

春キャベツ …… 1/4個 (250g)
卵 …………… 4個
塩 …………… 小さじ1/4
こしょう …… 少々
オリーブオイル …… 適宜



作り方

- 1 春キャベツは芯を切り落として、せん切り。ボウルに卵をほぐし、塩、こしょうを加えて混ぜる。キャベツも加えてよく混ぜる。
- 2 フライパンにオリーブオイルを中火で熱し、①を一度に流し入れ、菜箸で大きく混ぜ、縁の部分が少し固まってきたら、ふたをして、弱火で約5分焼く。
- 3 火を止め、ふたをかぶせフライパンごとに戻し、フライパンに戻し入れる。再び中火で約1分間焼き、ふたをして弱火で4~5分ほど焼く。
- 4 食べやすい大きさに切り分けて、器に盛る。

エネルギー: 215kcal たんぱく質: 14.7g 食塩相当量 1.0g 食物繊維 2.3g

「学P行事」

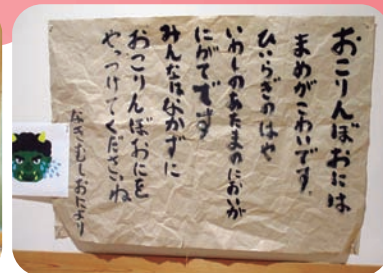
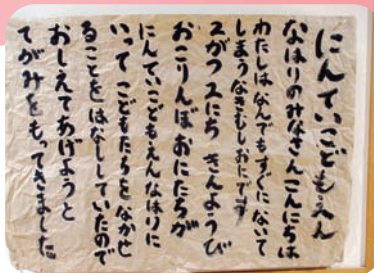
1月19日(金)に学P参観日がありました。各クラスの保護者の方と一緒に製作あそびやお正月遊びを楽しみました。たんぽぽ組は鬼のお面作り、ひまわり組はお正月遊び、さくら組は小学生になった時に使う学習机を作りました。



「節分集会」

2月2日(金)は節分集会がありました。乳児部では、さくら組さんが鬼になって豆まきをしました。幼稚部には怒りんぼの赤鬼と泣きむしの緑鬼がやって来ました。子どもたちは泣きながらも勇気を出して「鬼はそと」と豆を投げることができました。お手紙をくれた優しい泣きむしの緑鬼と一緒に怒りんぼの赤鬼を退治することができました。

お家では恵方巻とお豆を食べたかな!?



「早寝・早起き・朝ご飯」

室戸キャラバンの方が来てくださり早寝・早起き・朝ごはんの大切さについてお話をしてもらいました。早く寝ると早く起きれる、早く起きると朝ごはんを食べる時間ができるなどのアドバイスをもらいました。その後朝ごはんまんと一緒に簡単な体操をし大興奮の子どもたちでした。こども園でも頑張る月間やすくすリズムなどで早寝・早起き・朝ごはんに取り組んでいます。

